

公金債権回収が進まない要因とその対策（案）

平成 25 年 7 月 30 日

地方公共サービス小委員会

※「公金債権」は、①「強制徴収権のある債権」（例 地方税：滞納額約 2 兆円、国民健康保険料・介護保険料：滞納額現年約 3942 億円）、②「強制徴収権のない債権」の二つに大別される。

特に「強制徴収権のある債権」については、「公権力の行使」が含まれ得るため、地方公共団体において、民間委託をちゅうちょする傾向が見られる。

※ 公金債権回収が進まない要因については、様々なものが想定されるところであるが、ここでは、債務者が弁済資力を有しているなど、「回収するべきであるにもかかわらず、回収ができていない」ケースを想定している。

※各要因に関する、試行自治体において得られた知見の分析は別添を参照のこと。

1 【要因 1】地方公共団体のノウハウ不足

(1) 法律上のノウハウ

発注者たる地方公共団体職員の法律的側面における実務上のノウハウが不足していることにより、

- ① 業務の適切な切出し（民間委託）が実施できていないこと
- ② 民間委託をする前に債権が時効消滅してしまい、回収努力をしないまま不納欠損処理とすることが慣例化すること
- ③ 相続財産管理人等の利用可能な手段が活用されていないこと
- ④ 法令が要求している要件をどのようにすれば充足できるかが不明

となり、民間業者との委託契約締結の進行が妨げられること

【対策】

地方公共団体職員に対する法律的側面における実務上のノウハウの提供及び環境の整備

(2) 入札実施要領等作成上のノウハウ

発注者たる地方公共団体職員の公金債権回収における民間委託に関して実務上のノウハウが不足していることにより、不十分な入札実施要領や仕様書が作成され、

- ① 入札可能な者が一部の者に制限され、入札者が集まらないか、入札額が高くなるリスクがあること
- ② 受託業者に過大な要求を行うことで、民間事業者のインセンティブを阻害し、入札者が集まらないリスクがあること

【対策】

地方公共団体職員に対する、入札実施要領・仕様書作成の実務上のノウハウの提供

2 【要因2】 民間との連携不足・受託者の知識不足

- ① 地方公共団体と民間事業者との間の連携手段が不足していること
- ② 民間委託の事例が少ないため、受注者・担い手となり得る民間事業者に公金の債権回収業務に関する知識・ノウハウが少ないこと

【対策】

監理委員会が、発注者たる地方公共団体と受注者たる民間事業者との連携や情報交換に資する機構の設計について提言

3 【要因3】 費用対効果

民間委託によってもなお公務員が実施すべき業務があり、職員数の直接的な削減に結びつかないこと等。

【対策】

民間委託の効率化手法の検討・紹介

4 【要因4】 委託可能な範囲（法解釈・法特例）の不明確さ

現行法上、民間業者（弁護士、認定司法書士、サービサー等をいう。）へ委託できることが不明確な部分が存在すること

【対策】

- ① 「現行法上委託できること」を通知により明確化
- ② 現行法上委託することができない部分について、特定公共サービスとすることの是非を検討し、必要な措置を採る

5 【要因5】 受託者のメリットの不明確さ

回収額に応じた成功報酬制度がとられない場合における、受託者のメリット不足・市場参入インセンティブの不足

【対策】

- ① 回収額に応じた成功報酬制度をとった場合に発生するデメリットへの対策方法の検討
- ② 回収額に応じた成功報酬制度をとらなくても、受注者の市場参入インセンティブを確保しうる手法（債務者が無資力であることの確認業務や、債務者の生活再建のための相談業務等との複合化等）の検討

等

以上

